



平成 19 年 9 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 加ト吉
代表者名 取締役社長 金森哲治
(コード番号:2873 東証第一部・大証第一部)
問合わせ先
責任者役職名 経営企画部
チームリーダー
氏 名 大高 久明
TEL (03) 5547-2427

冷凍食品の品質表示基準における行政指導について

当社は、平成 19 年 9 月 7 日付で、当社が表示責任者として販売した冷凍食品について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 19 条の 13 第 1 項に基づき定められた加工食品品質表示基準(平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号)第 4 条第 1 項第 2 号に違反した行為があったとして、農林水産省より下記の通り指導を受けました。

当社はこの指導を厳粛に受け止め、今後このような事態を引き起こすことのないよう、引き続き法令等の遵守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 経緯

平成 19 年 6 月 29 日から平成 19 年 7 月 4 日までの間、農林水産省香川農政事務所が実施したミートホープ株式会社の牛挽肉の販売先に対する調査において、当社が表示責任者として販売した冷凍食品(商品名:昔なつかしい商店街のコロッケ等)について、原材料に牛肉以外の肉が混入していたにもかかわらず、品質表示の原材料名欄に牛以外の畜種の表示が欠落した状態で販売していたことが判明いたしました。

2. 指導内容

- (1)当社が販売しているすべての冷凍食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品が発見された場合には、適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2)当社が冷凍食品に不適正な表示を行った主たる原因として品質表示の管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。

- (3)(2)の結果を踏まえ、当社における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- (4)当社の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5)(1)から(4)までに基づき講じた措置について、平成 19 年 10 月 9 日までに農林水産省あてに提出すること。

以上